

筑波大学附属病院寄附申込書

年 月 日

筑波大学附属病院長 殿

寄附者 〒 -

住 所 _____

電 話 () _____

フリガナ
氏 名 _____

筑波大学附属病院のため、下記のとおり寄附します。
また申込に際しては、留意事項（裏面に記載）を了承します。

記

- 寄附金額 円
 振込による
 現金による（ご来院中の方のみ）
- 寄附の目的 筑波大学附属病院に対する助成のため
- 寄附の条件 なし

【以下についてあてはまるものにチェックしてください】

- 筑波大学附属病院寄附者銘板への氏名掲載を希望しない。
- 特定の診療科・センター等への寄附を希望する。※寄附者顕彰・特典贈呈の対象外となります
()

※以下病院記入欄※
備考

■ 留意事項

● 寄附にあたり以下の点をご了承ください。

- この寄附により教育研究等を行う職員が他の国立大学法人等へ転出又は退職のため寄附の目的を遂行できなくなった場合は、当該寄附による寄附金を転出先へ移し替えること又は国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における使用者を変更すること及びそれに伴う手続きを法人において行うこと。
- 特定の診療科・研究等への寄附より行う事業について、事業が終了した場合、又は組織改編等に伴い事業の継続が困難となった場合は、当該寄附の目的の範囲内で法人における使用者及び使途を変更すること及びそれに伴う手続きを法人において行うこと。
- 寄附者は、反社会的勢力又はそのおそれのない者であること。また、法人が寄附の受入れを決定した後に、寄附者が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、法人が当該寄附の受入決定を取り消し、寄附の全てを返還すること。

● 寄附受入の制限

恐れ入りますが、以下に該当する寄附金は、受け入れることができません。

- 寄附金を受け入れることによって大学が財政負担を伴うもの
- 寄附金を受け入れる際に次の条件が附されているもの
 - ① 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
 - ② 寄附金による学術研究成果の結果が得られた知的財産権等を寄附者に譲渡し、又は無償で使用させること。
 - ③ 寄附金について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
 - ④ 寄附の申し込み後、寄附者の意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、病院運営に支障があると認められること。

■ 税法上の優遇措置について

所得税控除

当該寄附金の額（総所得金額等の40%を上限とする）から2,000円を差し引いた額が、総所得から控除されます。

住民税控除

茨城県・千葉県・つくば市等にお住まいの方は、寄附金額（総所得金額等の30%を上限とする）から2,000円を差し引いた額に対し、県民税は4%、市町村民税は6%を乗じた額が控除されます。

※詳細は、本学基金 HP でご確認又はお住まいの市町村にお問合せください。

優遇措置を受ける手続きについて

- 個人の場合 確定申告時に筑波大学が発行した「寄附金受領証明書」を添えて税務署に申告してください。住民税の寄附金控除のみを受ける場合は、自治体に申告をお願いいたします。
- 法人の場合 寄附金の全額を損金算入できます。筑波大学が発行した「寄附金受領証明書」を添えて税務署に申告してください。

■ 申込書送付先・お問合せ

送付先： 〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
筑波大学附属病院寄附金事務局（経営戦略課内）

問合せ： 029-853-3538（担当者直通）

受付時間： 8:30～17:15（平日）